

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

1. リスク管理債権等

■ リスク管理債権

信用金庫法に基づくリスク管理債権については、自己査定における破綻先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」として開示しています。リスク管理債権の残高は、貸出金の回収可能性の有無に関係なく、貸出金の総額を開示しています。その基準は、以下のとおりです。

破綻先債権	元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（1965年（昭和40年）政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 法人税法施行令に掲げる事由とは、以下のいずれかに該当する債務者の貸出金です。 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者 ⑥国外にある債務者について、上記に掲げる事由に類する事由が生じた債務者
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上の延滞債権に該当しない貸出金です。

単位/百万円

	2019年度	2020年度
破綻先債権	145	160
延滞債権	6,296	6,408
3カ月以上延滞債権	1	-
貸出条件緩和債権	302	319
開示額合計	6,745	6,887

■ 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権では、自己査定に基づく破綻先・実質破綻先債権を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、破綻懸念先債権を「危険債権」、要注意先債権のうち「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」、その他の債権を「正常債権」として開示しています。金融再生法における資産の開示対象は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券、外国為替であり、貸出金以外の債権も対象になります。

単位/百万円、%

債権区分	2019年度			2020年度		
	残高 (a) (うち貸出金以外)	うち保全額 (b)		残高 (a) (うち貸出金以外)	うち保全額 (b)	
担保、保証額 (c)		貸倒引当金 (d)	担保、保証額 (c)		貸倒引当金 (d)	
		保全率 (b/a)	引当率 (d/(a-c))		保全率 (b/a)	引当率 (d/(a-c))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	518 (60)	518		469 (70)	469	
		408			398	
		110			71	
		100.00%			100.00%	
危険債権	5,986 (2)	5,449		6,216 (46)	5,661	
		3,535			3,622	
		1,914			2,039	
		91.03%			91.08%	
要管理債権	303	168		319	172	
		164			170	
		3			1	
		55.50%			54.03%	
正常債権	135,302			140,455		
合計 (除く正常債権)	6,808			7,005		
総与信額	142,110			147,460		

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金です。

2.自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金および信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫による優先出資金のほか、利益準備金など当金庫が積み立てているもの等から成り立っています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は10.75%と国内金融機関が健全性の基準とする4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。当金庫では、自己資本の充実度に関する評価については、統合的リスク管理体制を整備し、各種リスクの計測を行うとともに、自己資本との対比分析を行っています。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、安定した利益確保による資本の蓄積を第一義的な施策と考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定し、収益体質の強化と自己資本の充実に努めています。

■ 自己資本の構成に関する事項

単位/百万円

項目	2019年度	2020年度
自己資本		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,209	19,778
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,033	11,007
うち、利益剰余金の額	8,287	8,856
うち、外部流出予定額(△)	112	85
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	693	592
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	693	592
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 19,903	20,370
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	110	93
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライセンスに係るもの以外の額	110	93
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	13	8
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 124	101
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ) 19,778	20,269
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	171,849	179,158
資産(オン・バランス)項目	171,427	178,691
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス取引等項目	315	366
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	107	100
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスクアセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,607	9,233
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 181,457	188,392
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.90%	10.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年(平成18年)金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位/百万円

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	171,849	6,873	179,158	7,166
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	164,078	6,563	165,138	6,605
(i) ソブリン向け	1,644	65	2,257	90
(ii) 金融機関向け	36,589	1,463	36,504	1,460
(iii) 法人等向け	58,469	2,338	60,581	2,423
(iv) 中小企業等・個人向け	29,883	1,195	29,456	1,178
(v) 抵当権付住宅ローン	3,095	123	2,906	116
(vi) 不動産取得等事業向け	8,802	352	8,741	349
(vii) 3ヵ月以上延滞等	153	6	163	6
(viii) 信用保証協会等による保証付	1,284	51	1,192	47
(ix) 出資等	99	3	40	1
(x) その他	24,056	962	23,292	931
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,088	363	15,345	613
ルック・スルー方式	9,088	363	15,345	613
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	107	4	100	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,607	384	9,233	369
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	181,457	7,258	188,392	7,535

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスクアセット × 4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行等、国際決済銀行等、信用保証協会等向けエクスポージャーのことであり、
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
 <オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、貸出等を行っているお取引先や当金庫が投資した有価証券の発行者の倒産・財務状況の悪化等により、貸出資産や有価証券等の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことであり、

当金庫では、「統合的リスク管理方針」に基づき、信用リスクをコントロールすべきリスクと捉え、モンテカルロシミュレーション法によるVaRで計量化したうえで、自己資本の範囲内で設定したリスク限度枠内にコントロールすることにより、過度なリスクテイクを防止する体制としています。

信用リスク管理については、最終意思決定機関である理事会、審議・指示・決定（理事会決議事項を除く）機関である常勤会をはじめ、審査部など本部各部門や融資委員会・ALM委員会など専門的審議機関を設置し、「信用リスク管理方針」のほか各種規程・要領に基づき信用リスクの適正な把握・管理に努めています。

貸倒引当金の計上基準

将来予想される損失については、厳格な資産査定を行い、その結果に基づき適正な償却・引当を実施しています。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率をもとに予想損失率を求めることにより、今後の予想損失額を算出し、一般貸倒引当金は毎期末に全額を洗替方式により引当を行い、個別貸倒引当金については前期からの自己査定結果の変動を個別に見直して洗替することにより引当を行っております。予想損失額は、債務者区分が正常先から要管理先については、債権総額に対し

貸出等にかかる信用リスク管理は、信用格付・自己査定等に基づく債務者区分に応じて、大口ご融資先や未保全が多額な先に対する与信・管理方針等を常勤会において決定し、定期的な報告を実施するほか、業種別の与信残高や信用コストの状況を把握し、与信が特定のお客さまや業種に集中するリスクを防止する体制としています。

有価証券など市場取引にかかる信用リスク管理は、与信先の信用格付に応じた与信限度枠を設定し、与信集中リスクを防止するとともに、与信先の信用状況の変化により時価が一定の比率以上に下落した場合の損失処理手続を規定化することにより、損失の拡大を防止する体制としています。

予想損失率を乗じることにより一般貸倒引当金として算定し、破綻懸念先から破綻先についてはご融資先ごとに予想損失額を算出し個別貸倒引当金として算定しています。それぞれの算定方法および結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、「格付使用基準」で定めている次の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① (株)格付投資情報センター (R&I)
- ② (株)日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

単位：百万円

地域区分 業種区分	2019年度					2020年度				
	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				3か月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高			
		貸出金等、 コミットメント 及びその他のデ リバティブ以外 のオフ・バラン ス取引	債券等	デリバティブ 取引	3か月以上 延滞エク スポージャー		貸出金等、 コミットメント 及びその他のデ リバティブ以外 のオフ・バラン ス取引	債券等	デリバティブ 取引	3か月以上 延滞エク スポージャー
国内	462,251	142,116	302,767	304	227	530,498	147,464	365,194	290	216
国外	12,274	-	12,220	53	-	14,730	-	14,685	44	-
地域別合計	474,525	142,116	314,988	357	227	545,228	147,464	379,879	334	216
製造業	24,716	14,929	9,729	-	39	35,710	15,572	20,138	-	18
農業・林業	2,647	2,647	-	-	20	3,343	3,343	-	-	3
漁業	1,746	1,746	-	-	-	2,507	2,507	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	-	-	-	7	7	-	-	-
建設業	13,962	13,160	801	-	45	16,256	14,054	2,202	-	38
電気・ガス・熱供給・水道業	5,767	1,294	4,472	-	-	7,561	1,401	6,160	-	-
情報通信費	2,028	222	1,804	-	-	3,354	450	2,904	-	-
運輸業、郵便業	6,734	3,598	3,136	-	1	11,946	4,316	7,629	-	0
卸売業、小売業	22,116	18,305	3,811	-	18	25,330	18,916	6,413	-	12
金融業、保険業	175,272	9,236	165,675	357	-	214,007	8,209	205,460	334	-
不動産業	16,732	14,277	2,434	-	32	17,136	13,493	3,622	-	72
物品賃貸業	224	224	-	-	-	216	216	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	444	444	-	-	-	997	496	500	-	-
宿泊業	2,922	2,922	-	-	-	3,710	3,710	-	-	-
飲食業	2,183	2,183	-	-	4	2,837	2,837	-	-	5
生活関連サービス業、娯楽業	3,109	1,993	1,100	-	13	3,955	2,438	1,501	-	7
教育、学習支援業	403	403	-	-	0	376	376	-	-	0
医療、福祉	4,031	4,031	-	-	-	4,197	4,197	-	-	10
その他のサービス	4,365	4,365	-	-	0	4,778	4,778	-	-	0
国・地方公共団体等	135,082	13,061	122,021	-	-	137,124	13,778	123,346	-	-
個人	33,059	33,059	-	-	51	32,360	32,360	-	-	47
その他	16,963	-	-	-	-	17,510	-	-	-	-
業種別合計	474,525	142,116	314,988	357	227	545,228	147,464	379,879	334	216
1年以下	162,702	29,007	133,617	78	-	143,900	26,088	117,811	-	-
1年超3年以下	101,705	10,995	90,705	4	-	129,943	12,467	117,467	8	-
3年超5年以下	47,272	15,569	31,209	5	-	55,796	15,752	39,632	7	-
5年超7年以下	33,203	12,187	20,960	54	-	28,541	12,855	15,595	90	-
7年超10年以下	32,528	19,269	13,195	64	-	55,544	29,005	26,500	37	-
10年超	67,759	54,114	13,496	149	-	85,145	50,498	34,457	189	-
期間の定めのないもの	29,353	974	11,805	-	-	46,356	797	28,415	-	-
残存期間別合計	474,525	142,116	314,988	357	-	545,228	147,464	379,879	334	-

- (注) 1. 「貸出金等」は、貸出金、未収利息、仮払金および買入金銭債権（証券化エクスポージャーを除く）です。
 2. 「債権等」とは、債権および預け金です。
 3. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーです。
 4. 「その他」は裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 具体的には、現金、有形固定資産、信用金庫連合会の対象普通出資等が含まれます。
 5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等（業種別）

	一般貸倒引当金				貸出金等償却	
	期末残高		当期増減額			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
合計	693	592	△ 134	△ 100	単位/百万円	
	個別貸倒引当金					
	期末残高		当期増減額			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	505	504	3	△ 1	6	-
農業・林業	61	80	43	19	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	131	103	△ 27	△ 27	9	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	13	△ 0	13	3	2
卸売業・小売業	581	651	△ 650	70	54	115
金融業、保険業	0	0	△ 0	-	-	-
不動産業	595	592	70	△ 3	65	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	102	21	△ 46	△ 80	-	-
飲食業	18	24	3	6	20	0
生活関連サービス業、娯楽業	0	56	0	55	3	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	9	26	5	16	-	-
その他のサービス	0	16	△ 0	15	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	18	18	△ 2	0	12	1
合計	2,025	2,110	△ 601	85	176	119

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
 2. 個別貸倒引当金は、証券化エクスポージャーを除いています。
 3. 貸出金等償却は、貸出金と未収利息です。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位/百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	格付有り		格付無し	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
0%	59,851	53,838	87,659	117,128
10%	12,374	16,840	12,908	11,962
20%	23,440	16,292	155,445	165,760
35%	-	-	8,855	8,304
50%	29,521	37,107	24,192	20,345
75%	-	-	24,630	27,490
100%	16,208	15,291	43,194	41,663
150%	-	-	44	57
200%	-	-	-	-
250%	4,613	4,011	5,289	5,446
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	146,009	143,381	362,219	398,160

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額を算出するにあたり、信用リスクが低いと判断される資産から定められた方法による削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことです。当金庫における信用リスク削減手法は、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺および保証を採用しています。

また、担保・保証人を付していただく際には、重要事項の説明義務を果たす一方で、融資判断に際しては、お取引先の業容や財務内容、特にキャッシュフローや資金繰り重視の態勢整備を図っており、担保・保証に過度に依存しない融資推進に努めています。

信用リスク削減手法の内容については次のとおりです。

(1) 適格金融資産担保

貸出等の担保として当金庫預金を差入れている場合に、貸出債権額を上限とし担保額を信用リスク削減額としています。担保の種類は定期預金または定期積金を対象とし、その証書・通帳を当金庫に差入れのうえ、定期預金の元金および定期積金契約上の債権に対し質権を設定する方法と総合口座取引による当座貸越取引により、定期預金に質権を設定する方法があります。与信の限度については、前者は定期預金の元金または定期積金の掛込残高を限度とし、後者は定期預金の元金の90%または200万円のいずれか少ない金額を限度としています。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

信用金庫取引約定書または各種契約規定により、お取引先が期限の到来、期限の利益の喪失などにより当金庫の債務の弁済をしなければならない場合は、お取引先の預金またはその他の債権を、その期限のいかんにかかわらず相殺することとなっています。

なお、信用リスク削減手法の適用にあたっては、相殺に使用する預金等を定期預金および定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金等については全額(定期積金については掛込残高全額)、貸出金の残存期間を下回る預金等については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。

(3) 保証

国、地方公共団体および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)については、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位/百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,170	2,605	24,061	18,921
①ソブリン向け		-	-	-	-
②金融機関向け		-	-	-	-
③法人等向け		809	1,503	-	-
④中小企業等・個人向け		1,237	1,059	23,466	18,543
⑤抵当権付住宅ローン		-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け		101	38	-	-
⑦3ヵ月以上延滞等		-	-	6	-
⑧出資等		-	-	-	-
⑨その他		21	3	588	378

(注) 1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.当金庫は、クレジット・デリバティブについては該当がありませんので省略しています。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、直接的な派生商品取引は行っていませんが、有価証券投資として購入した外国証券と投資信託の裏付け資産の一部に含まれています。

市場リスクについては市場 VaR により、信用リスクについては与信相当額を与信額として信用 VaR により、それぞれリスク量を計測し、統合的リスク管理の対象として管理しています。また、1先あたりの与信相当額に対して上限枠を設定し、特定の取引先への与信集中リスクを回避しています。

単位/百万円

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	112	177
グロス再構築の額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果をお勘定する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

単位：百万円

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
①派生商品取引合計	357	334	71	66
(i) 外国為替関連取引	-	-	-	-
(ii) 金利関連取引	282	334	56	66
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	75	-	15	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	357	334	71	66

単位：百万円

	2019年度	2020年度
担保の種類別の額	-	-

単位：百万円

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの 種類別想定元本額	-	-	1,500	-

単位：百万円

	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、

第三者に売却して流動化することを指します。当金庫は、該当がありませんので省略しています。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券、その他出資金等が該当します。

株式関連資産に対しては、投資上限枠を設定し株価リスクを限定したうえで運用を行っています。また、統合的リスク管理

においても、株価リスクについて金利リスクおよび為替リスク等他の市場リスクとともに市場 VaR により計量化し、理事会で設定されたリスク限度枠に基づき、管理を行っています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単位/百万円

区分		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で 時価のないもの等 貸借対照表 計上額
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち		
					うち益	うち損	
上場株式等	2019年度	58	123	65	65	-	-
	2020年度	-	-	-	-	-	-
非上場株式等	2019年度	-	-	-	-	-	2,250
	2020年度	-	-	-	-	-	2,244
合計	2019年度	58	123	65	65	-	2,250
	2020年度	-	-	-	-	-	2,244

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 当金庫は、売買目的有価証券については該当がありませんので省略しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単位/百万円

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等 エクスポージャー	2019年度	566	100	29	0
	2020年度	1,215	252	-	0

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位/百万円

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,761	24,436
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、その管理体制を整備し、オペレーショナル・リスクの極小化に努めています。具体的には、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクと定義し、リスクごとに管理部門を設置するほか、各リスクを総合的に管理

する部門を事務統括部と定め、オペレーショナル・リスクに関する情報を一元管理できる体制を構築しています。また、本部各部の担当者を委員とするオペレーショナル・リスク管理委員会では、各所属で発生する問題点等の要因分析、再発防止策等の協議を定期的に行うなど、オペレーショナル・リスク削減に向けて実効的かつ組織横断的に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

■ 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が変動することによって、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生ずる収益・費用が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、金利リスクが経営に与える影響の重大性を認識し、すべての金利感応資産・負債を管理対象としたうえで、適切にコントロールすることを基本方針としており、理事会において決定される資本配賦運営の中で、金利リスクを含めた市場リスク

限度枠（VaR）および銀行勘定の金利リスク限度枠（100BPV）を設定し、遵守状況を月次でモニタリングするとともにアラームポイントを設定して管理しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ALM委員会および常勤会に要因分析や見通しを報告するとともに、必要に応じて有価証券の売却やヘッジ取引の活用といった対応策等について協議することとしています。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、資産・負債の将来キャッシュフローを推定し計測していることから、流動性預金の満期の割当て方法や固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

- 流動性預金の満期の割当て方法等
流動性預金（当座、普通、貯蓄等）について、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少額をコア預金（平均満期2.5年、最長5年）としています。また、コア預金を除いた流動性預金については、平均満期1.5か月（0.125年）、最長3か月（0.25年）としていることから、流動性預金全体の満期については、平均満期1.3125年、最長5年の取引として金利リスクを計測しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮していません。
- その他の前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみを単純合算しており、通貨別の相関等は考慮していません。また、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドの変動は考慮していません。

なお、 ΔEVE は全ての通貨を対象としておりますが、 ΔNII は定量的および定性的な重要性評価の観点から、資産の5%未満かつ12か月以内に満期（または金利更改）を迎える割合が低い通貨については計測対象外としております。

内部モデルの使用等はなく、 ΔEVE ・ ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提事項はないものと認識しています。

● その他の事項

銀行勘定の金利リスクは、 ΔEVE ・ ΔNII に加え、100BPVおよび金利リスクを含めた市場リスクをVaRにより計測しています。

100BPVは、金利が一律に1%上昇した場合の現在価値の変動の大きさや方向を表しており、月次で計測しています。なお、行動オプションについては、 ΔEVE ・ ΔNII と同様に考慮していません。

VaRについては、観測期間5年、保有期間120日、信頼区間99%の分散・共分散法により月次で計測しています。また、有価証券に係る非線形リスクを考慮するとともに、四半期毎にバックテストを実施し、必要に応じて乗数補正を行うなど、マーケットリスクを適切に計測しています。なお、信頼水準を99.9%に引き上げた場合や相関を考慮しない場合など、ストレステストを四半期毎に実施し耐性を検証しています。

2021年3月末における ΔEVE の最大値は10,985百万円（前期末比+3,841百万円）となり、当期の重要性テスト結果は54.195%と基準値の20%を超過していますが、上記のとおり適切にリスク管理をしており、また、規制資本を除いた自己資本の余裕状況および有価証券の含み損益の状況等から、問題ないものと認識しています。

IRRBB1:金利リスク

単位/百万円

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	10,985	7,144	666	221				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	8,318	6,129						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	10,985	7,144	666	221				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	20,269		19,778					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。